

平成 26 年 12 月 16 日

広島市議会議長  
碓井法明様

提出者  
広島市議会議員

藤田博之

母谷龍典議員に対する処分要求書

別紙のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第 133 条の規定により処分を要求します。

平成 26 年 12 月 16 日

広島市議会議長  
碓井法明様

提出者  
広島市議会議員

藤田博之

山本誠議員に対する処分要求書

別紙のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第 133 条の規定により処分を要求します。

平成 26 年 12 月 16 日

広島市議会議長  
碓井法明様

提出者  
広島市議会議員

藤田博之

山路英男議員に対する処分要求書

別紙のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第 133 条の規定により処分を要求します。

平成 26 年 12 月 16 日

広島市議会議長  
確 井 法 明 様

提出者  
広島市議会議員

藤 田 博 之

中本弘議員に対する処分要求書

別紙のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第 133 条の規定により処分を要求します。

平成 26 年 12 月 16 日

廣島市議会議長  
確 井 法 明 様

提出者  
廣島市議会議員

藤 田 博 之

元田賢治議員に対する処分要求書

別紙のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第 133 条の規定により処分を要求します。

平成 26 年 12 月 16 日

広島市議会議長  
碓井法明様

提出者  
広島市議会議員

藤田博之

山田春男議員に対する処分要求書

別紙のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第 133 条の規定により処分を要求します。

平成26年12月16日

広島市議会議長

確 井 法 明 様

提出者

広島市議会議員

藤 田 博 之

永田雅紀議員に対する処分要求書

別紙のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により処分を要求します。

## 別紙

平成26年12月16日の議会運営委員会に資料として配布された「藤田博之議員に対する懲罰の動議」の内容において、私の行った質問や発言が、「一般質問にふさわしくないばかりか、松井市長の個人攻撃に終始し根拠のない発言で人格と名誉を著しく傷つける行為と粗暴な態度、不穏な言葉遣いなどは決して看過できる問題ではない。」との記載があった。

地方自治法に規定されるとおり、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する立場にある。私の行った一般質問は、まさにその長の政治姿勢について、一点の曇りのないことを質すためのものであり、「一般質問にふさわしくない」との内容は、根拠もなく事実を歪曲したものである。

また、「松井市長の個人攻撃に終始し」とあるが、市長のみが知り得る事実を確認したものであり、個人攻撃と表現される言われはない。

さらに、第三者が知り得る状況のない私と市長の協議内容や事実関係を確認したうえで発言した内容に対して、「根拠がない」としていることは著しく私を侮辱するものである。

その他、私の質問は、議長から何の注意もなく整然と行ったものであり、また、広島市議会会議規則の規定に逸脱したものはないことを申し添えておく。

この懲罰動議の内容は、私の名誉を大きく傷つけるものであり、また、著しく侮辱するものであることから、提出者に対して懲罰を科すよう要求するものである。